訪問看護ステーション　ヴィジット北崎　運営規程

（事業の目的）

第1条　医療法人利靖会が開設する訪問看護ステーション　ヴィジット北崎（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第2条　指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2　指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称　　訪問看護ステーション　ヴィジット北崎

（2）所在地　　愛知県大府市北崎町 5 丁目 55 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者　　1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）従業者

従業者（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書の作成を行う。

① 看護職員

保健師、看護師又は准看護師　　2.5 名以上（常勤換算）

看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

② 理学療法士等

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　　3 名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

③ 事務員　　1 名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

（営業日及び営業時間）

第5条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、夏季休暇は 8 月 13 日から 8 月 15 日まで、年末年始は 12 月 29 日から 1 月 3 日までは休みとする。

（2）営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（3）電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）
第6条　事業の内容は次のとおりとする。
（1） 病状・障害の観察
（2） 清拭・洗髪等による清潔の保持
（3） 食事および排泄等日常生活の世話
（4） 床ずれの予防・処置
（5） リハビリテーション
（6） ターミナルケア
（7） 認知症患者の看護
（8） 療養生活や介護方法の指導
（9） カテーテル等の管理
（10）その他医師の指示による医療処置

（利用料等）
第7条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2 交通費は無料とする。
3 領収書の再発行は、手数料として料金を徴収する。

（通常の事業の実施地域）
第8条　通常の事業の実施地域は、大府市、豊明市、東海市、刈谷市、知立市、名古屋市緑区・南区、東浦町、東郷町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）
第9条　看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。
（1）　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（2）　虐待の防止のための指針を整備する。
（3）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施する。
（4）　上記（1）から（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（業務継続計画の策定等）
第１１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13 訪問看護医療 DX 情報活用について
(1)看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施している。
(2)マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる。

（その他運営についての留意事項）

第１２条　ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　採用時研修　　採用後３カ月以内

②　継続研修　　年３回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人　利靖会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（ハラスメント対策）

第１３条 事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

(1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

(2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

(4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

附　則

この規程は、平成 31 年 3 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 11 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 2 月 19日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。